

## **第1期定期株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項**

- ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結計算書類の作成方針」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」

**( 2020年10月1日から )  
( 2021年3月31日まで )**

**株式会社ひろぎんホールディングス**

**①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」**

**●当社の新株予約権等に関する事項**

**(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等**

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	<p>① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第1回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,800株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2040年7月28日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。</p>	1名
	<p>① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第2回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 16,750株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2041年7月27日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる</p>	1名
	<p>① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第3回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 38,100株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2042年7月27日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	<p>① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第4回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 22,650株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2043年7月25日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。</p>	1名
	<p>① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第5回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 25,650株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2044年7月30日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。</p>	1名
	<p>① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第6回新株予約権</p> <p>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株</p> <p>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2045年7月31日</p> <p>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者的人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第7回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 34,500株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2046年7月29日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	2名
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 2020年6月25日開催の株式会社広島銀行定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社広島銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

## ●業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「経営ビジョン」とその経営ビジョンを具体的に展開する上での基本的な考え方を示した「行動規範」の、二つで構成する「経営理念」のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの眞の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

### <経営ビジョン>(当社グループの「目指す姿」)

お客さまに寄り添い、信頼される<地域総合サービスグループ>として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献します

### <行動規範>（「経営ビジョン」を具体的に展開する上での基本的な考え方、ステークホルダーとの約束）

ひろぎんホールディングスは、5つの行動規範に基づいて、地域社会と共に共通価値を創造し、持続可能な社会の実現に努めます

1. 地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します
2. お客さまの視点に立って考動し、豊かな人生と事業の成長に貢献します
3. 企業価値の持続的な向上に努めます
4. 誰もが健康で明るく働きがいのある企業グループをつくります
5. 高いレベルのコンプライアンスを実践します

そのため、会社法および同施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備として、次のとおり「内部統制システムの構築に係る基本方針」を取締役会で決議し、その方針に基づいて、内部統制システムの整備およびその実効性の向上に努めています。なお、「内部統制システムの構築に係る基本方針」は、法令諸規則等または外部経営環境の変化や当社グループにおける内部統制システムの運用状況等を踏まえて、今後も隨時必要な見直しを行い、内容の充実・実効性の向上に努めてまいります。

## (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループコンプライアンス委員会及び当社グループのコンプライアンスを一元的に統括する部署の設置等、当社グループのコンプライアンスを確保するための組織体制を整備する。

当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本方針とともに「グループコンプライアンス規程」等の関連諸規程を制定し、適切なコンプライアンス態勢を整備する。

当社は、当社グループの顧客保護等管理に関する基本方針とともに「グループ顧客保護等管理規程」等の関連諸規程を制定し、適切な顧客保護等管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの「顧客本位の業務運営に関する基本方針」を制定し公表するとともに関連諸規程を制定し、お客さま本位の業務運営の実践を徹底する。

当社は、当社グループの「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を制定し公表するとともに、「グループ反社会的勢力等との関係遮断に関する規程」等の関連諸規程を制定し、反社会的勢力等との厳格な関係遮断態勢を整備する。

当社は、当社グループの「マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与対策に関する方針」を制定し公表するとともに関連諸規程を制定し、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与の厳格な防止態勢を整備する。

当社は、当社グループの「利益相反管理に関する基本方針」を制定し公表するとともに「グループ利益相反管理規程」等の関連諸規程を制定し、適切な利益相反管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの財務報告における内部統制に関する諸規程を制定し、法令諸規則等に基づいて適時適正な財務報告を行う態勢を整備する。

当社は、当社グループにおけるインサイダー取引未然防止に関する諸規程を制定するとともに当社グループの役職員に周知し、適切なインサイダー取引未然防止態勢を整備する。また、東京証券取引所への適時開示体制を整備し、公表する。

当社は、取締役会において、毎期、当社グループのコンプライアンスや顧客保護等管理等を実現するため、「コンプライアンス・プログラム」を制定し、当社グループの役職員に周知する。また、取締役会は、定期的又は必要に応じて隨時、その実施状況の報告を受け、当社グループのコンプライアンスに係る状況をモニタリングする。

当社は、当社グループにおける内部通報制度（内部通報者を保護する制度を含む）及び不祥事件の報告制度・関与者への懲戒制度を整備し、当社グループの役職員に周知する。

当社は、当社グループのコンプライアンス態勢等の適切性及び有効性について内部監査を行うため、当社内に他の部門から独立した内部監査部門を設置する。当該内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の方針に基づき内部監査を実施し、被監査部門に対して改善指導等を行うとともに内部監査の結果について取締役会及び監査等委員会に報告する。

### (運用状況の概要)

取締役会は、「グループコンプライアンス・プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。また、法令等および社会的規範の遵守の徹底と企業倫理の確立を図るために、グループコンプライアンス委員会を設置し、法令等および社会的規範の遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令および社会的規範等遵守違反の未然防止を図っています。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」を整備し、取締役会議事録を保存・管理するほか、「文書保存管理規程」等の文書の保存・管理に関する諸規程を制定し、当社内における会議資料・議事録および決裁文書等の適切な保存・管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの情報資産保護に関する安全対策の基本方針として「セキュリティーポリシー」を制定し、情報資産の適切な保護・管理態勢を整備する。

### (運用状況の概要)

取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

その他の重要な情報についても、各部において適切に保存及び管理しています。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの業務遂行から生じる様々なリスクに備えるためリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループ統合的リスク管理委員会及び当社グループのリスク管理を一元的に統括する部署の設置等、当社グループのリスク管理に関する組織体制を整備する。

当社は、当社グループのリスク管理に関する基本方針とともに「グループ統合的リスク管理規程」を制定し、適切な統合的リスク管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの経営の健全性維持等を目的として、自己資本管理に関する規程を整備し、バーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、当社グループのリスクに見合った適切かつ十分な自己資本を確保する。

当社は、取締役会において、毎期、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行うため、当社グループの「リスクアペタイト・ステートメント」を制定し、当社グループの役職員に周知する。また、取締役会は、定期的又は必要に応じて隨時、リスク管理の状況の報告を受け、当社グループのリスク管理の状況をモニタリングする。加えて、RAF（リスクアペタイト・フレームワーク）の構築により、当社グループのビジネスモデルやリスク認識を踏まえた、適切なリスクテイクの推進やリスク・リターンの最適化を図る。

当社は、「グループ危機管理体制規程」のほか当社グループの危機管理体制・業務継続体制（BCP）に関する諸規程を整備し、当社グループの役職員に周知する。また、定期的又は必要に応じて随时、危機に際しての模擬訓練を行い、危機管理体制・業務継続体制（BCP）の実効性の確保・向上を図る。

当社は、当社グループのリスク管理態勢等の適切性及び有効性について内部監査を行うため、当社内に他の部門から独立した内部監査部門を設置する。当該内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の方針に基づき、内部監査を実施し、被監査部門に対して改善指導等を行うとともに内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に報告する。

### (運用状況の概要)

取締役会は、「グループ統合的リスク管理の状況」等の各種報告を受け、適切なリスク管理がなされていること、リスクに対して十分な自己資本を確保していることを確認しています。併せて、隨時、グループ統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングするなか、対応策を審議・検討しています。

また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理体制を構築しています。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、毎期、当社グループの目指す経営目標とともに経営計画を策定し、当社グループの役職員に周知する。取締役会は、定期的又は隨時、経営計画の実施状況について報告を受け、当社グループの経営計画の実施状況をモニタリングする。

当社は、グループ経営会議を設置し、取締役会の決議した基本方針に基づきグループ経営上の重要事項の決定・審議等を委任することで、代表取締役の職務執行を牽制しつつ効率的な業務執行体制を構築する。

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会により選任された執行役員は、代表取締役の指揮命令の下で、当社各部門の業務を分担執行する。

当社は、当社内における業務の分掌及び職制並びに職務権限の行使に関する諸規程を制定し、当社内の各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される体制を整備する。

当社は、電子情報処理組織等の活用により、当社内及び当社グループ内における情報伝達体制を整備し、適切かつ効率的な業務の執行体制を構築する。

## (運用状況の概要)

グループ経営会議において、経営全般の重要事項を決議・審議するとともに、諸規程に基づき報告を受ける等、効率的な業務運営を実施しています。

また、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。

併せて、執行役員制度を導入し、取締役会による監督の下で、代表取締役と執行役員が業務執行を担う体制としており、取締役が担うべき経営の重要事項に係る意思決定機能および業務執行の監督機能と執行役員が担うべき業務執行機能を分離し、取締役と執行役員がそれぞれの役割と責任を果たすことで、業務の適正確保と持続的な企業価値の向上を図っています。

### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制（企業集団内部統制）

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

二.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社傘下のグループ各社の経営管理に関する基本方針とともに「グループ会社経営管理規程」を制定し、当社傘下のグループ各社の適切な経営・運営管理態勢を整備する。また、当社傘下のグループ各社からの協議・報告に関する諸規定を整備し、必要な協議・報告を求めるとともに、グループ会社の経営及び業務運営に関して、必要な指示・指導等を実施する。

当社は、「グループ会社経営協議会」等の会議体を設置し、当社傘下のグループ各社との協議・認識共有、意見・情報交換等を行う。

当社は、当社の方針の徹底及び当社との連携確保等を目的として、当社傘下のグループ各社に対して必要な役員の派遣を行う。

当社は、当社グループ全体及び当社グループ内各社の業務及び財務の健全性・適切性の確保を目的として、「グループ内取引等に係る基本方針」とともに関連諸規定を制定し、グループ内取引等の適切な管理態勢を整備する。

当社は、グループベースで、コンプライアンス、顧客保護等管理、リスク管理及び危機管理等の各管理態勢及び内部通報制度・情報伝達体制等の諸制度・態勢等を整備し、グループベースでの業務の適正を確保する。

当社は、当社傘下のグループ各社の経営計画等の立案への関与及び経営計画等の実施状況のモニタリング及び管理を通じて、グループベースでの業務の効率性を確保する。

当社は、当社傘下のグループ各社を対象とした業績評価制度及び表彰制度等の適切なインセンティブ制度を整備し、当社グループ内各社の連携強化・業績伸展等を図る。

当社は、当社傘下のグループ各社の経営管理態勢の適切性及び有効性について内部監査を行うため、当社内に他の部門から独立した内部監査部門を設置する。当該内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の方針に基づき、内部監査を実施し、被監査部門に対して改善指導等を行うとともに内部監査の結果について取締役会及び監査等委員会に報告する。

## (運用状況の概要)

取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、グループ会社経営協議会を設置しているほか、定期的にグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。

加えて、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告するなど、適切なグループ会社の経営管理態勢を構築しています。

## (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会による監査の実効性確保のため、監査等委員会の補助使用人に係る組織として、監査等委員会の指揮下に監査等委員会事務局を設置する。

当社は、前項の監査等委員会事務局に必要な専任者を配置する。

### (運用状況の概要)

「HD職制規程」に基づき、監査等委員会事務局長は、監査等委員会の指揮に従いその職務を補助しています。

## (7) 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社は、監査等委員会の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性の確保及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性の確保を目的として、次の取組みを行う。

- ①監査等委員会の補助使用人について、業務執行部門との兼任を禁止する
- ②監査等委員会の補助使用人の人事（異動・評価・懲戒処分等）について、監査等委員会の同意を得て行う

- ③監査等委員会の補助使用人が、職務を執行する上で不当な制約等を受けないように配慮する

### (運用状況の概要)

監査等委員会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、人事総務グループは監査等委員会に協議することとしています。

## (8) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が、監査等委員会へ報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告に関する体制として、次の取組みを行う。

- ①当社グループの役職員に対して、法令違反行為その他の重大な事故発生時等の監査等委員会への報告事項及び報告義務を周知する
- ②監査等委員会による当社グループ役職員に対する報告徴求権及び調査権について周知する
- ③監査等委員会への報告者に対して、当該報告をしたことを理由として不利・不当な取扱いをすることを禁止する

### (運用状況の概要)

社内諸規程において、監査等委員会への報告ルールを整備しているほか、各部は、監査等委員会からの依頼・要請に基づいて、隨時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。

通報（相談）者の匿名性を保護し、その者が不利な取扱いを受けないために必要な措置を講じることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。

## (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い・償還の手続き又は費用・債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、毎年度、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務執行のため相応の予算を措置する。

当社は、上記のほか、監査等委員が、職務の執行のためにその費用を請求したときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社がその費用を負担する。

### (運用状況の概要)

毎年度、監査等委員会と協議のうえ相応の予算・経費を設けるほか、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を当社経費にて行うなど、会社法の趣旨を踏まえ適切に対応しています。

## (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査の実効性確保を目的として、次の取組みを行う。

- ①監査等委員は、グループ経営会議、各種委員会その他の重要な会議に出席することができることを社内諸規程で明示する
- ②監査等委員が、代表取締役、会計監査人又は内部監査部門その他の内部統制部門の役職員と定期的に必要に応じて隨時、会合し意見交換等を行うなどの連携を確保する
- ③監査等委員（会）は、内部監査部門から内部監査の結果及び内部管理態勢その他に関する課題等について定期的に必要に応じて隨時、報告を受けることができるほか、内部監査部門に対して、内部監査計画の策定その他に関して、必要かつ具体的な指示ができるなどの監査等委員（会）からの内部監査部門に対する指揮命令権を確保する
- ④内部監査部門長の人事（異動、評価、懲戒処分等）については、監査等委員会の同意を得て行う

### (運用状況の概要)

監査等委員は、グループ経営会議などの重要な会議のほか、グループ統合的リスク管理委員会などの主要な委員会に出席しています。また、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。

監査等委員は、その他の取締役及び使用人とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。

加えて、監査等委員は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随时、内部監査部門の監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

加えて、当社では、業務の適正を確保するための体制の整備のほか、当社グループの持続的成长と中長期的な企業価値向上に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化にも継続的に取組んでおります。

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・方針

当社グループは、社会的責任と公共的使命を果たすなか、経営の健全性、効率性および透明性を高めることで、ステークホルダーであるお客さま、株主の皆さま等から高い評価と搖るぎない信頼を確立し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。

そのため、株式会社東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神も踏まえ、実効的なコーポレートガバナンスの実現に向け、次の5つの方針を掲げて取組んでいます。

- ①株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保するとともに、権利行使に係る適切な環境を整備します
- ②国連において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」及び企業の社会的責任（CSR）への取組みを強化するとともに、地域社会、お客さま、従業員等の全てのステークホルダーとの適切な協働に努め、その権利や立場を尊重する企業文化・風土を醸成します
- ③ディスクロージャーの充実による適時適切な情報開示を通じて、経営の透明性を確保します
- ④取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行の実効性の高い監督と迅速な意思決定を行います
- ⑤株主の皆さまとの建設的な対話をを行い、適切な対応に努めます

## (2) 取締役会の構成、機能等

取締役会は、株主の皆さまに対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、次の事項をはじめとする役割・責務を適切に果たします。

①当社グループの目指す姿を示すこと

②経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を含む業務の適正を確保する体制の整備を図ること

③独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うこと

取締役会は、その役割・責務を果たすため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性の確保を重視し、当社の業務に精通した社内取締役と、専門分野での豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役で構成しています。また、取締役会は、その実効性を確保するために取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数を10名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とし、そのうち原則として独立性の高い社外取締役が相当数含まれる構成としています。

そのなか、取締役会は、年度毎に、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について報告を受け、適切に整備・運用されていることを確認するとともに、「取締役会自己評価アンケート」を実施し、その結果をもとに取締役会の実効性について分析・評価を行っています。

また、取締役がその役割・責務を実効的に果たすために必要な知識・情報を習得するなど自己研鑽に努めることを推奨・支援しており、外部機関・団体による各種研修・セミナー等を斡旋・提供しています。

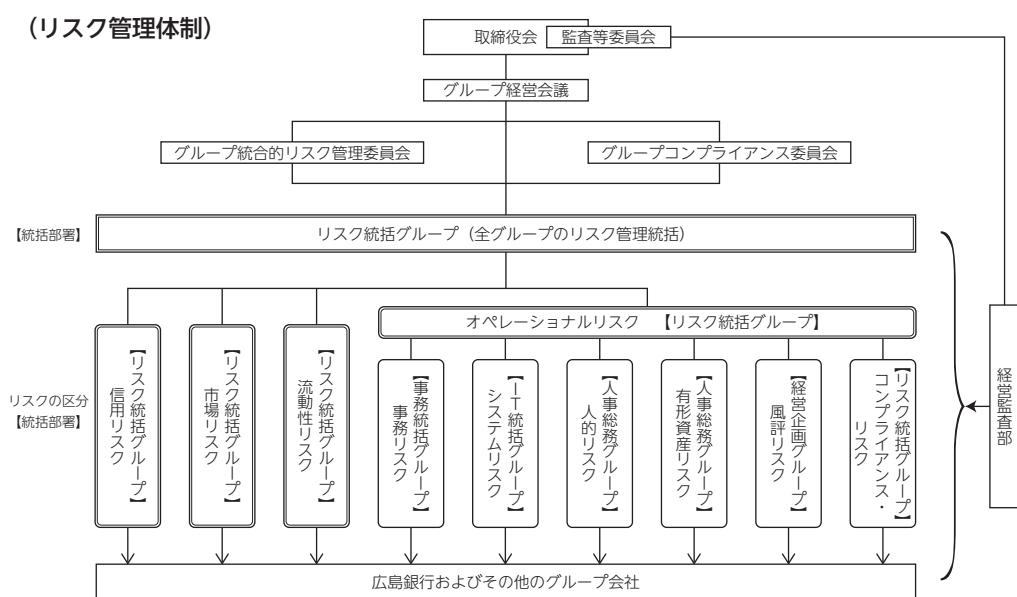
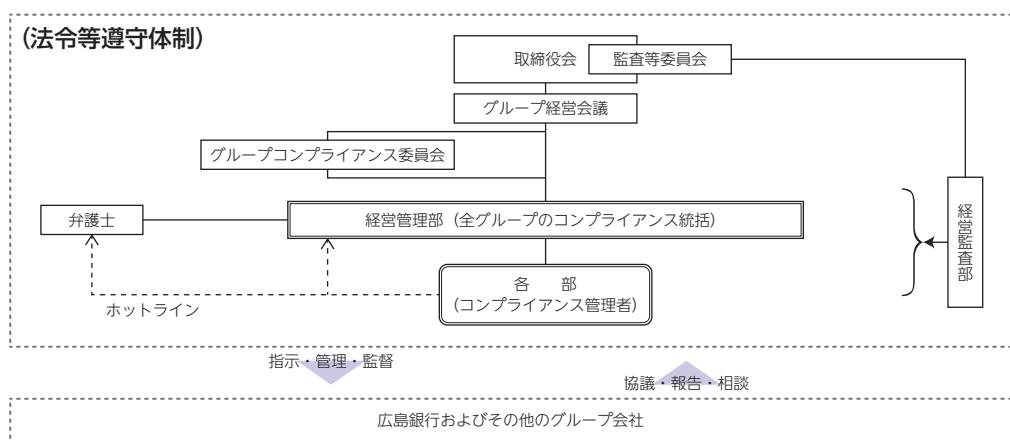
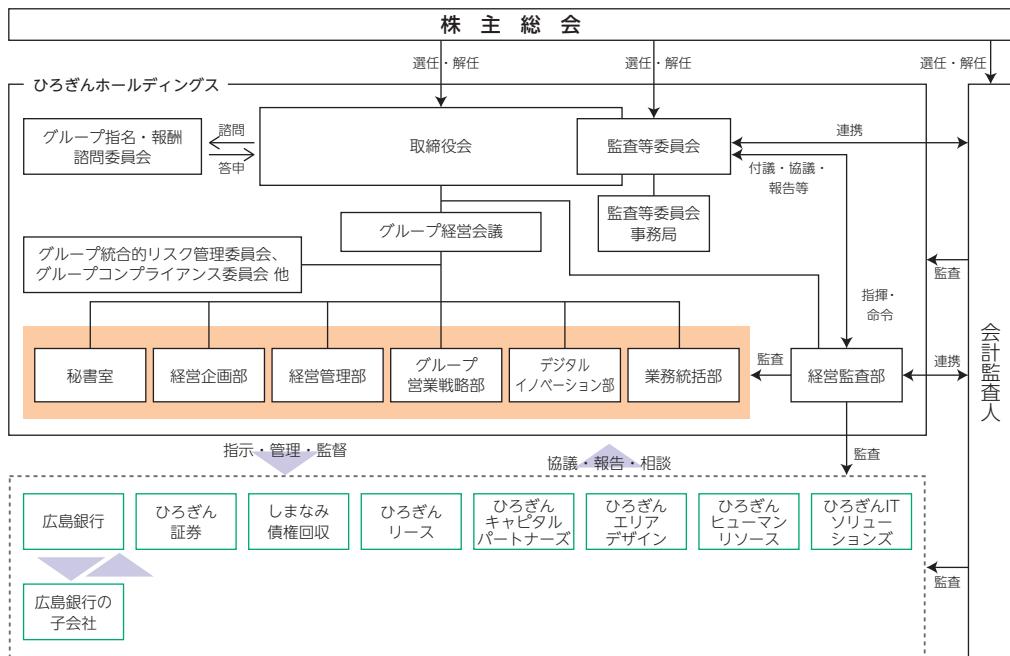
## (3) 社外役員の有効な活用

独立性の高い社外取締役が、それぞれ中立の立場から公正かつ客観的な経営監督機能及び監査機能を発揮し、取締役の職務の執行状況や内部統制の運用状況などについて適切な提言・助言を行っており、経営監視の面で十分な体制が整備されています。

そのなか、取締役等の指名・報酬については、決定プロセスにおける透明性・客觀性を確保するため、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とする「グループ指名・報酬諮問委員会」を設置しており、同諮問委員会における審議及び答申を踏まえ、これを決定しています。

なお、社外役員に対して、当社外の場でも取締役会議案・報告資料を事前に閲覧・確認できるシステムを導入しており、その閲覧用の端末を配付しています。加えて、取締役会に係る事務を所管する秘書室及び各所管部が、社外役員に対して資料の事前説明会を開催しているほか、社内社則・社達等の社内情報及び株式会社広島銀行の行内規定・通達等の行内情報を閲覧できる環境を整備するなどのサポート体制を構築しています。

\* 参考資料「模式図」  
(業務執行・経営の監視の仕組み)



## ②連結計算書類の「連結計算書類の作成方針」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」

### ●連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

当社は、2020年10月1日に株式会社広島銀行の単独株式移転により設立されました。当連結会計年度の連結経営成績は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社広島銀行の連結経営成績を引き継いで作成しております。

#### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等	10社
株式会社広島銀行	ひろぎん証券株式会社
しまなみ債権回収株式会社	ひろぎんリース株式会社
ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社	ひろぎんITソリューションズ株式会社
ひろぎんビジネスサービス株式会社	ひろぎんリートマネジメント株式会社
ひろぎんカードサービス株式会社	ひろぎん保証株式会社

##### (連結の範囲の変更)

当社設立に伴い、株式会社広島銀行（以下、「広島銀行」という。）が完全子会社となり、また、広島銀行が保有していたひろぎん証券株式会社、しまなみ債権回収株式会社、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社の全株式を、広島銀行から現物配当を受ける方法を用いて取得したことから、広島銀行及び広島銀行の連結子会社を当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、ひろぎんITソリューションズ株式会社の株式を取得し、子会社化したことから、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

さらに、当社設立に伴い、広島銀行が保有していたひろぎんリース株式会社の全株式を広島銀行から現物配当を受ける方法を用いて取得し、持分法適用の範囲に含めておりましたが、ひろぎんリース株式会社による自己株式の取得により当社の完全子会社となったことから、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

② 非連結の子会社及び子法人等	6社
-----------------	----

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当なし

② 持分法適用の関連法人等
該当なし

##### (持分法適用の範囲の変更)

当社設立に伴い、広島銀行が保有していたひろぎんリース株式会社の全株式を、広島銀行から現物配当を受ける方法を用いて取得したことから、持分法適用の範囲に含めておりましたが、ひろぎんリース株式会社による自己株式の取得により当社の完全子会社となったことから、持分法適用の範囲から除外しております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等 1社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

**(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項**

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 10社

**(4) のれんの償却に関する事項**

2社について、5年間の定額法により償却を行っております。

●第1期 (2020年4月1日から)  
2021年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	54,573	30,740	347,714	△998	432,030
当期変動額					
株式移転による変動	5,426	△5,426			一
剰余金の配当			△7,964		△7,964
親会社株主に帰属する当期純利益			21,574		21,574
自己株式の取得				△789	△789
自己株式の処分		3		259	262
自己株式の消却		△108	△108	216	一
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	5,426	△5,531	13,501	△313	13,082
当期末残高	60,000	25,209	361,215	△1,311	445,112

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	15,010	△5,025	27,781	12,084	49,850	176	一	482,057
当期変動額								
株式移転による変動								一
剰余金の配当								△7,964
親会社株主に帰属する当期純利益								21,574
自己株式の取得								△789
自己株式の処分								262
自己株式の消却								一
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12,317	3,086	一	6,264	21,668	△49	121	21,741
当期変動額合計	12,317	3,086	一	6,264	21,668	△49	121	34,823
当期末残高	27,327	△1,938	27,781	18,348	71,519	126	121	516,880

## ●連結計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 会計方針に関する事項

#### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人及び関連法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記（イ）と同じ方法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　22年～50年

そ　の　他　　3年～20年

当社及びその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しております。

## ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

## ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,863百万円あります。

他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

## (6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員並びに広島銀行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(10) 固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、建物等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関する事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、上記を除く連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (14) 重要なヘッジ会計の方法

##### ①金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

##### ②為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法・・・主に繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・貸出金等

ヘッジ取引の種類・・・相場変動を相殺、キャッシュ・フローを固定するもの

#### (15) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものです。

#### ・貸倒引当金

当社グループの連結貸借対照表に占める銀行業を営む連結子会社の貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 41,072百万円

（銀行業を営む連結子会社で計上した金額 38,881百万円）

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

「会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」に記載している資産査定とは、資産の自己査定基準に基づき、保有する貸出金等に対して、債務者の状況等により債務者区分を行ったうえで、回収の危険性や損失の発生可能性を個別に検討・分析し、その度合に応じて分類区分することをいい、債務者区分に応じた償却・引当を適切に実施しております。なお、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を検討し、その状況等により正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に債務者を区分しております。

### ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提で、原則として、債務者区分のうち、正常先、要注意先（貸出条件緩和債権等を有する債務者を含む）、破綻懸念先については、過去の貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上しております。

債務者区分については、信用格付制度をベースに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、経営改善計画等の妥当性、キャッシュ・フローによる債務償還能力、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して判定しております。

また、合理的で実現可能性の高い経営改善計画等に沿って経営再建が進むと考えられる場合には、当該貸出金等は貸出条件緩和債権及び破綻懸念先に係る債権には該当しないものとしております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債務者の経営実態を踏まえ、経営改善計画等に基づいた債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローの見積りを主要な仮定として、貸倒引当金を計上しております。また、一部の破綻懸念先について、将来の回収が見込めない金額に対して追加して貸倒引当金を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後も一定期間続くものと想定し、一部の業種への影響はあるものの、政府や自治体の経済対策や、銀行業を営む連結子会社及び他の金融機関による支援等により、貸出金等に多額の損失が発生する事態には至らないとの仮定を置いて、貸倒引当金を計上しております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

債務者区分ごとの貸倒実績率を基礎とする予想損失額、当連結会計年度末時点の債務者区分、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額、並びに新型コロナウイルス感染症の影響等、金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含まれています。

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定については、連結計算書類作成時における入手可能な最善の情報に基づいておりますが、貸出先等の経営状況の悪化、経営改善計画等の履行状況、担保価値の下落等が貸倒引当金計上時の前提と大きく乖離する場合や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化し、その経済への影響が変化した場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りを記載しております。

## 追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社及び当社の子会社である株式会社広島銀行（以下、「広島銀行」という。）は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役等を対象に、信託の仕組みを活用して当社株式を交付等する役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託を導入しております。

### 1. 取引の概要

当社及び広島銀行が定める株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与し、退任時に累計ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付及び給付します。取締役等に対し交付等する当社株式等については、予め当社が信託設定した金銭により取得します。

### 2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

(1)信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2)信託における当連結会計年度末の帳簿価額は1,311百万円であります。

(3)信託が保有する自社の株式の当連結会計年度末の株式数は1,895千株であります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く） 3,853百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,118百万円、延滞債権額は59,799百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,160百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,556百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は89,634百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外貨為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,121百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,029,487百万円
貸出金	912,545百万円
その他資産	1,119百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,668百万円
売現先勘定	255,685百万円
債券貸借取引受入担保金	382,445百万円
借用金	968,132百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他資産50,000百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金31,843百万円、保証金2,373百万円及び先物取引差入証拠金552百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、2百万円であります。

8. 現先取引及び信用取引等に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは20,539百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,886,204百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,784,013百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

22,207百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 46,747百万円  
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 12,733百万円  
 13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。  
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は41,545百万円であります。  
 15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託20,891百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益4,696百万円を含んでおります。  
 2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,173百万円、貸出債権売却等による損失308百万円、株式等売却損143百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	312,633	—	262	312,370	(注1)
合計	312,633	—	262	312,370	
自己株式					
普通株式	1,169	1,300	573	1,897	(注2)
合計	1,169	1,300	573	1,897	

(注1) 発行済株式の減少は自己株式の消却262千株によるものであります。

(注2) 自己株式数の増加は役員報酬B I P信託による市場買付1,299千株、単元未満株式の買取1千株によるものであり、減少は自己株式の消却262千株、役員報酬B I P信託による交付または市場への売却227千株、新株予約権の権利行使による譲渡56千株、持分法適用の関連会社による当社株式の売却26千株、単元未満株式の買増請求0千株によるものであります。

役員報酬B I P信託が所有する当社株式は、当連結会計年度末株式数に1,895千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度增加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			—	126	
	合計		—			—	126	

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

当社は、2020年10月1日に単独株式移転により設立された持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の定時株主総会または取締役会において決議された金額であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月25日 定時株主総会	株式会社広島銀行 普通株式	4,216百万円 (注1)	13.5円	2020年 3月31日	2020年 6月26日
2020年 11月9日 取締役会	株式会社広島銀行 普通株式	3,748百万円 (注2)	12.0円	2020年 9月30日	2020年 12月10日

(注1) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に対する配当金11百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年 5月12日 取締役会	普通株式	3,748百万円 (注)	利益剰余金	12.0円	2021年 3月31日	2021年 6月28日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に対する配当金22百万円が含まれております。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心に、金融商品取引、信用保証、リース、クレジットカード等の金融サービスを提供しております。これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当社グループが保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理(ALM)を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客様さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び地域経済の発展や当社グループの中長期的な企業価値の向上などを目的に保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びALMの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティーリスク）に晒されております。このうちALMの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金等に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

当社グループでは、信用リスク管理の基本方針を定めた「グループ信用リスク管理規程」を基に信用リスクを適切に管理しております。

また、貸出金等の信用リスクを客観的に把握するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、グループ会社の信用リスク管理状況や当社グループ全体の与信集中リスクをモニタリングするとともに、個々の債務者やポートフォリオの信用リスクを的確に把握し、必要に応じて当社からグループ会社に指導・助言を行っています。

### ②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当社グループでは、市場リスク管理の基本方針を定めた「グループ市場リスク管理規程」を基に市場リスクを適切に管理しております。

また、有価証券だけでなく、預貸金等を含めた資産・負債の総合管理（ALM）の充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。

当社グループでは、当社グループ全体の市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

銀行業を営むグループ会社では、トレーディング目的の取引（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客様の依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、特別な管理として特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当社グループでは、流動性リスク管理の基本方針を定めた「グループ流動性リスク管理規程」を基に、流動性リスクを適切に管理しております。

当社グループでは、短期間のストレス下における資金流出に備えるため、流動性カバレッジ比率（L C R）を管理しております。また、長期的な資金調達リスクの軽減を図るために、流動性の乏しい貸出金と預金、長期市場調達等の安定性調達との差額である安定性ギャップを管理しております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、次表に含めておりません ((注2) 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額	時価	差額
<b>資産</b>			
(1) 現金預け金	2,580,736	2,580,736	—
(2) コールローン及び買入手形	942	942	—
(3) 買入金銭債権	7,533	7,533	—
(4) 特定取引資産 (*2) 売買目的有価証券	1,305	1,305	—
(5) 金銭の信託	45,727	45,727	—
(6) 有価証券 その他有価証券	1,467,796	1,467,796	—
(7) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	6,480,841 △38,677	6,577,881	135,717
<b>資産計</b>	<b>6,442,163</b>	<b>6,577,881</b>	<b>135,717</b>
<b>負債</b>			
(1) 預金	8,344,597	8,344,885	287
(2) 譲渡性預金	325,478	325,480	2
(3) 売現先勘定	255,685	255,685	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	382,445	382,445	—
(5) 借用金	1,024,872	1,025,974	1,101
<b>負債計</b>	<b>10,333,079</b>	<b>10,334,471</b>	<b>1,391</b>
<b>デリバティブ取引 (*1) (*3)</b>			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,172	2,172	—
ヘッジ会計が適用されているもの (*4)	(10,973)	(10,973)	—
<b>デリバティブ取引計</b>	<b>(8,800)</b>	<b>(8,800)</b>	<b>—</b>

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブに対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) 特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

(\*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(\*4) ヘッジ対象である貸出金等の相場変動を相殺するため、またはキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2020年9月29日)を適用しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、信託財産として運用されている有価証券については、(6)に記載の方法にて時価を算定しております。外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金等から構成されており、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は、取引所の価格、債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(\*)しております。

(\*) 金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価（「デリバティブ取引」参照）を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証等による回収可能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び (2) 謙渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (3) 売現先勘定、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 借用金

借用金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

金利関連取引及び通貨関連取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等によっております。地震デリバティブ取引等については、取得価額をもって時価としております。

なお、金利スワップ等の特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸出金と一緒にして処理されているため、その時価は当該長期貸出金の時価に含めて記載しております（「資産(7)」参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	5,250
その他	6,781
合計	12,032

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について35百万円減損処理を行っております。

## (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券（2021年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1

### 2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在） 該当ありません。

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	株式	72,989	26,324	46,665
	債券	459,966	455,551	4,414
	国債	188,783	187,055	1,727
	地方債	103,140	102,391	748
	社債	168,042	166,104	1,938
	その他	188,088	181,971	6,117
小計		721,043	663,846	57,197
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	21,722	25,207	△3,485
	債券	410,690	414,925	△4,234
	国債	240,599	244,181	△3,581
	地方債	70,191	70,396	△204
	社債	99,899	100,347	△448
	その他	316,007	326,735	△10,727
小計		748,420	766,868	△18,447
合計		1,469,464	1,430,714	38,750

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,965	1,554	143
債券	58,251	426	54
国債	54,866	360	—
地方債	—	—	—
社債	3,384	66	54
その他	356,024	5,447	728
合計	418,241	7,428	926

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

### （金銭の信託関係）

#### 1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当ありません。

#### 2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当ありません。

#### 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	45,727	45,774	△46	11	58

- （注） 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### （1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 1,664円01銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 69円26銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 69円22銭

（注）日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・76131口）が所有している当社株式については、連結計算書類において自己株式として会計処理しているため、1株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,895千株、期中平均株式数は870千株であります。

### （ストック・オプション等関係）

#### 1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名 該当ありません。

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

### (1) ストック・オプションの内容

	株式会社ひろぎんホールディングス 第1回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役 1名	広島銀行取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 15,800株	普通株式 16,750株
付与日	2010年7月28日	2011年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月1日 ～2040年7月28日	2020年10月1日 ～2041年7月27日

	株式会社ひろぎんホールディングス 第3回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役 1名	広島銀行取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 38,100株	普通株式 22,650株
付与日	2012年7月27日	2013年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月1日 ～2042年7月27日	2020年10月1日 ～2043年7月25日

	株式会社ひろぎんホールディングス 第5回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役 1名	広島銀行取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 25,650株	普通株式 18,000株
付与日	2014年7月30日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月1日 ～2044年7月30日	2020年10月1日 ～2045年7月31日

	株式会社ひろぎんホールディングス 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 34,500株
付与日	2016年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月1日 ～2046年7月29日

- (注) 1. 当社が株式会社広島銀行の単独株式移転により設立されたことに伴い、株式会社広島銀行が発行して  
いた新株予約権者に対して当社の新株予約権を交付したものであります。  
 2. 株式数に換算して記載しております。  
 3. 付与日は株式会社広島銀行における当初の付与日であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	株式会社ひろぎん ホールディングス 第1回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第2回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第3回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	15,800	16,750	38,100	22,650
失効	—	—	—	—
権利確定	15,800	16,750	38,100	22,650
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	株式会社ひろぎん ホールディングス 第5回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第6回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第7回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	25,650	18,000	34,500
失効	—	—	—
権利確定	25,650	18,000	34,500
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	株式会社ひろぎん ホールディングス 第1回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第2回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第3回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第4回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	652円	644円	446円	820円

	株式会社ひろぎん ホールディングス 第5回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第6回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第7回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	914円	1,346円	654円

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社 株式会社広島銀行（銀行業）

(2) 企業結合日

2020年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

(4) 結合後企業の名称

株式移転設立完全親会社 株式会社ひろぎんホールディングス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、グループガバナンスの一層の強化を進め、業務軸の更なる拡大やグループシナジーの強化等を図り、金融を中心としてお客さまのあらゆるニーズに対応できる＜地域総合サービスグループ＞として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献することを目的に設立されました。

なお、当社は、当社の完全子会社である株式会社広島銀行の保有する、ひろぎん証券株式会社、しまなみ債権回収株式会社、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社及びひろぎんリース株式会社の全株式を、株式会社広島銀行から現物配当を受ける方法を用いて2020年10月1日付で取得し、当該4社を当社の直接出資会社としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (取得による企業結合)

当社は、2020年10月1日付で株式会社マイティネットと締結した株式譲渡契約に基づき、2021年1月4日にひろぎんITソリューションズ株式会社の株式を取得し、子会社化いたしました。

### 1. 企業結合の概要

#### (1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ひろぎんITソリューションズ株式会社  
事業の内容 IT関連事業

#### (2)企業結合を行った主な理由

地元企業のIT化の推進支援と当社グループの持続的な成長を図るため

#### (3)企業結合日

2021年1月4日 (みなし取得日 2021年3月31日)

#### (4)企業結合の法的形式

株式取得による子会社化

#### (5)結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

#### (6)取得した議決権比率

80%

#### (7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したため

### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年3月31日をみなし取得日としているため、該当ありません。

### 3. 取得原価の算定等に関する事項

#### (1)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の守秘義務により非開示とさせていただきますが、第三者による株式価値の算定結果を勘案し決定しており、公正な価格と認識しております。

#### (2)主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 10百万円

### 4. 取得原価の配分に関する事項

#### (1)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,350百万円
固定資産	653百万円
資産合計	2,004百万円

流動負債	721百万円
固定負債	674百万円
負債合計	1,395百万円

#### (2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

##### ①発生したのれんの金額

233百万円

##### ②発生原因

被取得企業に係る当社の持分額と取得原価との差額によるもの

##### ③償却方法及び償却期間

5年間で均等償却

### 5. 比較損益情報

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響は、被取得企業が2021年1月4日設立のため、記載を省略しております。

(持分法適用の関連法人等による自己株式の取得)

当社の持分法適用の関連法人等であったひろぎんリース株式会社は2021年3月1日付で自己株式の取得を行い、当社の完全子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ひろぎんリース株式会社

事業の内容 リース事業、割賦販売事業、金銭貸付事業

(2)企業結合を行った主な理由

被取得企業との連携強化を図り、お客様の設備ニーズに対して付加価値の高いソリューションの提供に資するため

(3)企業結合日

2021年3月1日 (みなし取得日 2021年3月31日)

(4)企業結合の法的形式

持分法適用の関連法人等による自己株式の取得により生じる議決権比率の変動

(5)結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6)取得した議決権比率

企業結合直前に保有していた議決権比率：20%

企業結合日に取得した議決権比率：80%

取得後の議決権比率：100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が被取得企業の議決権の過半数を取得するため

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年3月31日をみなし取得日としているため、2020年4月1日から2021年3月31日までの被取得企業に係る損益は持分法による投資利益として計上しております。

3. 取得原価の算定等に関する事項

(1)被取得企業の取得原価

企業結合前に保有していた被取得企業株式の企業結合日における時価 1,179百万円

(2)被取得企業の取得原価と取得に至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 86百万円

4. 取得原価の配分に関する事項

(1)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	75,513百万円
固定資産	2,760百万円
資産合計	78,273百万円

流動負債	75,126百万円
固定負債	2,374百万円
負債合計	77,501百万円

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

442百万円

②発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため

③償却方法及び償却期間

5年間で均等償却

## 5. 比較損益情報

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響は軽微であることから、記載を省略しております。

### (重要な後発事象)

#### (子会社の設立)

当社は、2020年12月18日開催の取締役会において、当社が100%出資する子会社の設立を決議し、2021年4月1日付で設立いたしました。

##### 1. 設立の目的

当社は、これまで「地方創生への積極的なコミット」を中期計画（広島銀行策定の中期計画）の重点項目として掲げ、地域活性化・地方創生に積極的に取組んでまいりました。

そうした中、足もとでは、地域における人口の社会減や中小企業の後継者不足等、多くの問題が顕在化しており、地域社会の構造的な課題の解決が求められる状況となっております。

当社グループでは、今般のコンサルティング子会社設立により、地域活性化に向けたコンサルティング業務の推進のほか、地方公共団体や関係団体等とのリレーションを一層深める中、「まちづくり」等への積極的な関与や地域社会の根本的な課題解決に向けた取組みを強化してまいります。

##### 2. 子会社の概要

- (1)名称 ひろぎんエリアデザイン株式会社
- (2)事業内容 コンサルティング業務
- (3)設立年月日 2021年4月1日
- (4)資本金 100百万円
- (5)株主 株式会社ひろぎんホールディングス（100%子会社）

#### (子会社の設立)

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、当社が100%出資する子会社の設立を決議し、2021年4月1日付で設立いたしました。

##### 1. 設立の目的

当社グループは、これまで事業性評価を起点としたビジネスモデルとして、コンサルティング営業の強化に取組んでまいりました。

そうした中、地域の中小企業経営者の経営課題は、人材確保や働き方改革等人事労務に関する課題が上位を占めており、人口減少やコロナ禍の拡大・長期化等の社会環境のもと、これらの課題に対するニーズが今後も拡大していくものと見込まれております。

当社グループでは、今般のコンサルティング子会社設立により、人事労務に関するコンサルティング業務を展開する中、地域の中小企業のこれらの課題解決に向けた取組みを強化してまいります。

##### 2. 子会社の概要

- (1)名称 ひろぎんヒューマンリソース株式会社
- (2)事業内容 コンサルティング業務
- (3)設立年月日 2021年4月1日
- (4)資本金 100百万円
- (5)株主 株式会社ひろぎんホールディングス（100%子会社）

### ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」

#### ●第1期 (2020年10月1日から) (2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			資本剰余金 合計
	資本準備金	その他 資本剰余金		
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
株式移転による増加	60,000	15,000	364,237	379,237
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	60,000	15,000	364,237	379,237
当期末残高	60,000	15,000	364,237	379,237

当期首残高	株主資本			新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金		自己株式				
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越 利益剰余金						
当期首残高	—	—	—	—	—		
当期変動額							
株式移転による増加				439,237	439,237		
当期純利益	9,435	9,435		9,435	9,435		
自己株式の取得			△1,344	△1,344	△1,344		
自己株式の処分			32	32	32		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				126	126		
当期変動額合計	9,435	9,435	△1,311	447,360	126		
当期末残高	9,435	9,435	△1,311	447,360	126		
					447,487		

## ●計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については、移動平均法による原価法により行っています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～5年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

創立費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

#### 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

2. 関係会社に対する金銭債権 6,159百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

　　営業取引による取引高

　　営業収益 10,397百万円

　　営業費用 21百万円

　　営業取引以外の取引による取引高

　　営業外収益 2百万円

## (株主資本等変動計算書関係)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式	—	1,934	37	1,897	(注)
普通株式	—	1,934	37	1,897	
合計	—	1,934	37	1,897	

(注) 増加は役員報酬B I P信託による市場買付1,299千株、役員報酬B I P信託の移管633千株、単元未満株式の買取1千株によるものであり、減少は役員報酬B I P信託による交付または市場への売却37千株、単元未満株式の買増請求0千株によるものであります。

## (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

## 繰延税金資産

未払事業税	2百万円
未払費用	11百万円
株式給付引当金	3百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	17百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	17百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	17百万円

## (関連当事者との取引)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 広島銀行	所有 直接 100.00%	経営管理等 役員の兼任	配当金の受取	9,400	—	—
				経営管理料の受 取 (注1)	977	—	—
				預金の預入 (注2)	—	現金及び 預金	6,159

(注1) 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

(注2) 預金取引の金利条件については、預入時における店頭金利を適用しております。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,440円89銭

1株当たりの当期純利益金額 30円30銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 30円28銭

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76131口)が所有している当社株式については、計算書類において自己株式として会計処理しているため、1株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,895千株、期中平均株式数は1,012千株であります。